

令和 3 年度出雲市重点施策の県知事要望について

- 1 日 時 令和 2 年 7 月 3 1 日 (金) 14:00～14:30
- 2 場 所 島根県庁
- 3 内 容 令和 3 年度の県の予算編成に際し、出雲市政推進上の重点施策に係る予算化等の実現を図るため、県知事への要望を行う。
- 4 要望項目 51 項目 (うち 新規 4 項目)
※要望項目の詳細は、次ページ要望項目一覧のとおり

(1) 要望項目のうち最重点要望項目

	最重点要望項目名	要望書 該当 ページ
1	新型コロナウイルス感染症対策について (1) 地域経済対策について	1
2	島根原子力発電所に関する防災対策について (1) 新たな法制度の創設、安全協定の締結 (2) 広域避難計画・原子力防災計画の実効性の向上及び避難ルートの整備	3
3	企業誘致と地元就職への支援について (1) 県と市の企業誘致活動における連携の強化 (2) 高速通信網の整備・充実	5
4	宍道湖公園湖遊館（スケートリンク）の施設改修工事に係る財政支援について	6
5	出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について (1) 神戸路線の定着化、名古屋・静岡・仙台路線の利用促進対策 (2) 運用時間・運航計画の変更	7

(2) 新規項目

	新規項目名	要望書 該当 ページ
1	新型コロナウイルス感染症対策について	8
2	高速通信網の整備促進について	34
3	在宅における医療的ケア児の支援について	57
4	少人数学級編制基準変更の実施時期の延期について	68

(3) 要望項目一覧

【新型コロナウイルス感染症関連】

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策について 《新規》 <最重点要望項目>

1. 安全・安心都市の創造

- (1) 島根原子力発電所に関する防災対策について <最重点要望項目>
- (2) 斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備推進及び斐伊川神戸川治水事業の促進について
- (3) 斐伊川本川の堤防改修及び宍道湖西岸堤防の整備について
- (4) 神戸川中流部の県管理区間の国直轄管理への変更について
- (5) 神戸川の河川環境等の評価について
- (6) 河川の改修推進と適切な維持管理について
- (7) 治山事業の推進について
- (8) 砂防、地すべり、農地地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の推進等について
- (9) 海岸線（海浜）の保全・復元及び海岸の適切な維持管理について
- (10) グリーンステップC谷の利活用について
- (11) 陸上自衛隊出雲駐屯地の拡充整備について
- (12) 信号機の新規設置数の確保について
- (13) 路線バス、タクシー事業者に対する支援について

2. 産業・観光都市の創造

- (1) 島根観光の魅力強化について
- (2) 出雲大社門前町の整備について
- (3) 企業誘致と地元就職への支援について <最重点要望項目>
- (4) 農業農村整備事業の推進について
- (5) 国営緊急農地再編整備事業宍道湖西岸地区の推進について
- (6) シカ等の被害対策の拡充について
- (7) 高速通信網の整備促進について 《新規》

3. 環境・文化都市の創造

- (1) 島根半島・宍道湖中海ジオパークの推進について
- (2) トキ分散飼育事業に対する支援について
- (3) 循環型社会形成推進交付金の予算確保等について
- (4) 海岸漂着ごみ及び宍道湖の水草対策について
- (5) 浜山公園施設の整備・拡充について
- (6) 宍道湖公園湖遊館（スケートリンク）の施設改修工事に係る財政支援について
<最重点要望項目>
- (7) 2029年島根国民スポーツ大会開催に向けた取組について

4. 交流拠点都市の創造

- (1) 山陰道の整備促進について
- (2) 地域高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について
- (3) 国道9号出雲バイパスの全線4車線整備について
- (4) 出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について <最重点要望項目>
- (5) 出雲河下港の整備推進及び利活用促進について
- (6) 山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備促進について
- (7) 山陰自動車道関連周辺道路等の整備推進について
- (8) 国道9号の交通安全施設の整備について
- (9) 本市の魅力を発揮する地域の一体化を促進するための広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備について

5. 健康・福祉都市の創造

- (1) 「しまね子育てトータル支援プラン」の推進について
- (2) 福祉・介護職場の人材確保について
- (3) 地域包括ケアシステムの構築の推進について
- (4) 在宅における医療的ケア児の支援について <新規>
- (5) 放課後児童クラブ施設整備事業補助制度の更なる拡充について
- (6) 幼児教育の無償化等に伴う財政措置について

6. 人材育成都市の創造

- (1) 不登校児童生徒支援のための施策の充実について
- (2) 特別支援教育の施策の充実について
- (3) 出雲科学館への理科教員の配置について
- (4) 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について
- (5) 特別な支援を必要とする児童生徒の学びの場の確保について
- (6) 島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生社会の実現について
- (7) 子ども・若者支援の総合的推進に係る支援について
- (8) 少人数学級編制基準変更の実施時期の延期について<新規>

【本市が期成同盟会などの構成員として要望している事項】

番号	要 望 名	団 体 要 望
1	国道184号の改良整備について 主要地方道出雲三刀屋線の改良整備について 主要地方道出雲奥出雲線の改良整備について 一般県道大社立久恵線の改良整備について 一般県道斐川上島線の改良整備について 一般県道木次直江停車場線の改良整備について	出雲地域幹線道路改良整備促進期成同盟会
2	地域高規格道路「境港出雲道路」の早期全線開通に向けた事業の推進について 国道431号の改良整備について	出雲・美保関間幹線道路整備促進期成同盟会

- | | | |
|---|---------|--------------------------------------|
| 5 | 要望書（案） | 別添のとおり |
| 6 | 県土木部長要望 | 同日 14：40～15：10（藤河副市長対応）
要望項目 15項目 |
| 7 | 県教育長要望 | 同日 14：40～15：10（杉谷教育長対応）
要望項目 6項目 |

全 員 協 議 会 資 料

令 和 2 年 (2020) 6 月 2 9 日

総 合 政 策 部 政 策 企 画 課

令和 3 年度 要 望 書 (案)

令和 2 年 (2020) 7 月 3 1 日

出 雲 市

島根県知事

丸 山 達 也 様

出雲市長 長 岡 秀 人

出雲市重点施策について（要望）

平素から、出雲市政の運営につきまして、格別のご理解とご配慮を賜り厚くお礼申しあげます。

本市では、平成 24 年に策定した総合振興計画「出雲未来図」及び本年 3 月に策定した「第 2 期出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本市の将来像である「げんき、やさしさ、しあわせあふれる縁結びのまち 出雲」の実現に向けて各種施策を実施しています。

こうしたなか、本年は、世界が新型コロナウイルス感染症拡大という未曾有の事態に直面するという誰も想像しなかった幕開けを迎えました。

全国に出された「緊急事態宣言」は、5 月 25 日には解除されたものの、市民生活や地域経済に深刻な影響が生じており、先行きが不透明な状況にあります。

出雲市としては、感染予防対策、市民生活や地域経済への支援を中心に、市独自の施策を実施しているところです。

今後は、「新しい生活様式」を取り入れながら、次なるステージの一步を踏み出すべく新たな施策を展開していく必要があります。

これらの施策を推進するためには、県のご支援とご協力が不可欠であり、令和 3 年度の県の予算編成にあたり、出雲市の重点施策の実現につきまして次のとおり要望いたします。

県におかれましては、このうえないご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

目 次

【最重点要望項目】

(1)	新型コロナウイルス感染症対策について	1
(2)	島根原子力発電所に関する防災対策について	3
(3)	企業誘致と地元就職への支援について	5
(4)	宍道湖公園湖遊館（スケートリンク）の施設改修工事に係る財政支援について	6
(5)	出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について	7

【新型コロナウイルス感染症関連】

(1)	新型コロナウイルス感染症対策について	《新規》	＜再掲を含む＞	8
-----	--------------------	------	---------	---

1. 安全・安心都市の創造

(1)	島根原子力発電所に関する防災対策について　＜再掲を含む＞	12
(2)	斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備推進及び斐伊川神戸川治水事業の促進について	14
(3)	斐伊川本川の堤防改修及び宍道湖西岸堤防の整備について	15
(4)	神戸川中流部の県管理区間の国直轄管理への変更について	16
(5)	神戸川の河川環境等の評価について	17
(6)	河川の改修推進と適切な維持管理について	18
(7)	治山事業の推進について	19
(8)	砂防、地すべり、農地地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の推進等について	20
(9)	海岸線（海浜）の保全・復元及び海岸の適切な維持管理について	21
(10)	グリーンステップC谷の利活用について	22
(11)	陸上自衛隊出雲駐屯地の拡充整備について	23
(12)	信号機の新規設置数の確保について	24
(13)	路線バス、タクシー事業者に対する支援について	25

2. 産業・観光都市の創造

(1)	島根観光の魅力強化について	26
(2)	出雲大社門前町の整備について	28
(3)	企業誘致と地元就職への支援について <再掲を含む>	29
(4)	農業農村整備事業の推進について	30
(5)	国営緊急農地再編整備事業宍道湖西岸地区の推進について	32
(6)	シカ等の被害対策の拡充について	33
(7)	高速通信網の整備促進について <<新規>>	34

3. 環境・文化都市の創造

(1)	島根半島・宍道湖中海ジオパークの推進について	35
(2)	トキ分散飼育事業に対する支援について	36
(3)	循環型社会形成推進交付金の予算確保等について	37
(4)	海岸漂着ごみ及び宍道湖の水草対策について	38
(5)	浜山公園施設の整備・拡充について	39
(6)	宍道湖公園湖遊館（スケートリンク）の施設改修工事に係る財政支援について <再掲>	40
(7)	2029年島根国民スポーツ大会開催に向けた取組について	41

4. 交流拠点都市の創造

(1)	山陰道の整備促進について	42
(2)	地域高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について	43
(3)	国道9号出雲バイパスの全線4車線整備について	44
(4)	出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について <再掲を含む>	45
(5)	出雲河下港の整備推進及び利活用促進について	46
(6)	山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備促進について	47
(7)	山陰自動車道関連周辺道路等の整備推進について	48
(8)	国道9号の交通安全施設の整備について	49
(9)	本市の魅力を発揮する地域の一体化を促進するための広域幹線道路及び地域内 幹線道路の整備について	50

5. 健康・福祉都市の創造

(1)	「しまね子育てトータル支援プラン」の推進について	54
(2)	福祉・介護職場の人材確保について	55
(3)	地域包括ケアシステムの構築の推進について	56
(4)	在宅における医療的ケア児の支援について 《新規》	57
(5)	放課後児童クラブ施設整備事業補助制度の更なる拡充について	58
(6)	幼児教育の無償化等に伴う財政措置について	59

6. 人材育成都市の創造

(1)	不登校児童生徒支援のための施策の充実について	60
(2)	特別支援教育の施策の充実について	61
(3)	出雲科学館への理科教員の配置について	62
(4)	日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について	63
(5)	特別な支援を必要とする児童生徒の学びの場の確保について	65
(6)	島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生社会の実現について	66
(7)	子ども・若者支援の総合的推進に係る支援について	67
(8)	少人数学級編制基準変更の実施時期の延期について《新規》	68

【本市が期成同盟会などの構成員として要望している事項】	69
-----------------------------	----

最重点要望項目

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザと比べ肺炎の発生頻度が高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えています。また、全国的かつ急速なまん延により国民の生活及び経済に甚大な影響を及ぼしている状況です。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立のため、感染予防対策、医療提供体制の整備、緊急経済対策等が進められています。

本県では、これまで24人の新型コロナウイルス感染症患者が確認されており、県においては、その都度、クラスター対策をはじめ感染症の拡大防止に取り組んでいただいてきましたが、情報共有のあり方など、県内市町村との連携体制の更なる強化が必要です。

また、経済対策においても、本県は5月14日に緊急事態宣言対象地域から除外されましたが、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではなく、引き続き、感染予防対策、医療提供体制の確保、市民の生活支援や雇用の維持、中小・小規模事業者等への経済支援など、県民・市民の「日常」を取り戻すための長期的な取組を進めていく必要があります。

つきましては、県と市の連携を一層強化し、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策、経済対策などを推進するため、下記のとおり要望いたします。

※ 8 ページ「新型コロナウイルス感染症対策について」の8項目の要望のうち下記要望事項を最重点要望項目として抜粋

記

1. 地域経済対策について

- (1) 中小・小規模事業者の事業の継続・雇用の維持に向けた支援を重点的に行うとともに、回復期においては、消費喚起、観光誘客、賑わい創出など、地域経済の活性化に資する取組を積極的かつ重点的に実施すること。
- (2) 商工支援団体の相談対応に係る負担軽減と体制強化への支援を図るとともに、融資制度、雇用調整助成金、各種給付金・補助金など国・県の支援制度等の周知を徹底すること。

【最重点要望項目】

- (3) 地域公共交通を含めた交通関連業界に対しては、本市と連携した支援策を講ずること。
- (4) 第一次産業従事者の収入確保や雇用、事業継続のための支援を重点的に行うとともに、回復期での販売支援や次年度の生産に意欲が持てるよう、積極的な取組を実施すること。
- (5) 収束後、速やかな誘客の回復及び更なる誘客促進につながる観光需要喚起策として、県が主体となった国内外に向けた大型観光キャンペーンを間断なく実施していただきたい。
- (6) 上記(1)から(5)に関する本市独自の取組に対して財政的な支援を行うこと。

(2) 島根原子力発電所に関する防災対策について

国は、エネルギー基本計画において、原子力規制委員会が規制基準に適合すると認めた原子力発電所については、再稼働を進める旨を明記しています。

一方、原発の再稼働などに関する周辺自治体の関与については、立地自治体と同様な原子力災害のリスクを負っているにも関わらず、発言権や調査権等の権限は、依然として認められていない状況にあります。

国におかれては、原子力災害のリスクに応じた発言権の付与等を含む法整備の動きも見えず、適合性審査終了後の再稼働に向けた手続等も示されていません。

本市においては、中国電力株式会社へ直接、意見を述べるできるようになりましたが、立地自治体並みの安全協定は締結できていません。

このような状況の中、全国の原発立地地域において、立地自治体だけでなく、周辺自治体にも事前了解権を求める住民の声は、大きくなってきています。

また、原子力災害時に備えた広域避難計画における避難手段の確保および避難道路の整備等、原子力防災に関しては、まだ多くの課題が残されている現状です。

つきましては、島根原子力発電所に対する出雲市民の安全・安心を確保する観点から、下記のとおり要望いたします。

※ 12 ページ「島根原子力発電所に関する防災対策について」の3項目の要望のうち下記要望事項を最重点要望項目として抜粋

記

1. 原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、立地自治体の意見が最大限尊重されることは勿論、UPZを含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築するよう、国に対して働きかけること。なお、新たな法制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう早急に仲介すること。

【最重点要望項目】

2. 広域避難計画について、避難先となる自治体の理解、避難手段の確保、避難ルートの整備等、実効性の向上を図る取組を積極的に講じるとともに、国への働きかけなどを含め、原子力防災計画の実効性の確認と向上に努めること。避難ルートについては、特に主要な接続道路となる、主要地方道斐川一畑大社線の整備を促進すること。

(3) 企業誘致と地元就職への支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により、企業のサプライチェーン対策としての国内投資や多拠点化、都市部人材の地方への移動、リモートワークなどの動きが、今後加速すると予想されます。この機会を捉えて、企業誘致活動の更なる強化と、企業立地促進のための通信インフラ整備が必要であると考えています。

また、本市では、企業と県外学生の交流会開催など地元就職への取組を強化しているところではありますが、学生の就職活動が困難になってきており、地元就職に関する情報をよりきめ細やかに発信していく必要が生じています。

さらに、外国人就労支援について、昨年度から様々な取組を実施しているとともに、本年2月に実施したブラジル人住民アンケートでは、定住志向の高さをはじめ多様な職種への就労希望、職業訓練に対するニーズの高さなどがうかがえる結果となりました。これを踏まえ、外国人住民に対する就労支援を一層強化することが必要と考えています。

以上の状況を踏まえ、企業誘致と地元就職を促進し、定住人口増加を図るため、下記について要望します。

※ 29 ページ「企業誘致と地元就職への支援について」の4項目の要望のうち下記要望事項を最重点要望項目として抜粋

記

1. 企業の国内投資等の動きが今後加速すると見込まれるため、この機会を捉えて、多種多様な業種の立地促進に向け、県・市の企業誘致活動における連携を更に強化すること。
2. リモートワーク進展の動向を見据え、企業立地を促進するためのインフラ整備として、5G（第5世代移動通信システム）などの高速通信網の整備・充実を図ること。

【最重点要望項目】

(4) 宍道湖公園湖遊館(スケートリンク)の施設改修工事に係る財政支援について

本市のアイススケート施設である宍道湖公園 湖遊館は、アイスホッケーとフィギュアスケートの公式競技が行える島根・鳥取両県で唯一の施設です。

当該施設では、島根県スケート連盟、島根県アイスホッケー連盟主催による県内大会はもとより、中四国等の各種連盟による中四国及び西日本大会なども開催されています。各種大会以外でも島根大学アイスホッケー部をはじめ市外の競技団体や市内外から多くの一般利用があり、幅広くスケートに親しまれています。

このように「宍道湖公園湖遊館」は、冬季スポーツの競技力強化、社会教育や生涯スポーツの拠点施設として島根県全体のスポーツ振興にとって欠かせない施設となっています。

しかしながら、当該施設は平成4年の開設から27年が経過し、老朽箇所の改修を求める要望が島根県アイスホッケー連盟、島根県スケート連盟、出雲市スケート協会から出雲市へ寄せられています。また、冷却設備をはじめ施設の老朽化や地盤沈下の進行により、冬季のスケートリンク設営及び維持が年々難しくなっています。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

1. 島根県内で幅広く利用されている宍道湖公園湖遊館(スケートリンク)の維持存続のため、冷却設備の更新や地盤改良など今後必要となる約7億円程度の改修工事に係る財政支援を行うこと。

(5) 出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について

出雲縁結び空港は、日本海側を代表する拠点空港であり、令和元年度の定期路線利用者は約 99 万 7 千人で 2 年連続 100 万人には僅かに届かなかったものの、産業振興、観光振興、文化交流などの要となる極めて重要な社会基盤となっております。

また、昨年の中戸路線の就航や福岡路線の機材更新により、空港の利便性は向上してきたところです。

今後は、来年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、国際定期便の就航を視野に入れた、国際チャーター便の誘致を積極的に推進していくことも重要であり、そのためには、より利便性が高く、空港周辺部を含めた安全度の高い出雲縁結び空港の実現に向けた取組が不可欠です。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減便の一日も早い全便復活に向けて県の最大限の努力と、下記の事項について更なる積極的な取組を要望いたします。

※ 45 ページ「出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について」の 6 項目の要望のうち下記要望事項を最重点要望項目として抜粋

記

1. 昨年就航した中戸路線の定着化に向けて強力に取り組むと共に、名古屋、静岡、仙台路線については、運航の継続及び便数の維持拡充のための利用促進対策に継続して取り組むこと。
2. 出雲空港の運用時間・運航計画の変更については、今後も周辺住民に丁寧な対応と責任を持って取り組むこと。

新型コロナウイルス感染症関連

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザと比べ肺炎の発生頻度が高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えています。また、全国的かつ急速なまん延により国民の生活及び経済に甚大な影響を及ぼしている状況です。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立のため、感染予防対策、医療提供体制の整備、緊急経済対策等が進められています。

本県では、これまで24人の新型コロナウイルス感染症患者が確認されており、県においては、その都度、クラスター対策をはじめ感染症の拡大防止に取り組んでいただいてきましたが、情報共有のあり方など、県内市町村との連携体制の更なる強化が必要です。

また、経済対策においても、本県は5月14日に緊急事態宣言対象地域から除外されましたが、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではなく、引き続き、感染予防対策、医療提供体制の確保、市民の生活支援や雇用の維持、中小・小規模事業者等への経済支援など、県民・市民の「日常」を取り戻すための長期的な取組を進めていく必要があります。

つきましては、県と市の連携を一層強化し、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策、経済対策などを推進するため、下記のとおり要望いたします。

記

1. 本市との情報共有・連携体制の構築について

- (1) 感染拡大防止対策に繋がる詳細な情報、特に本市に関係する感染症患者、濃厚接触者に関する情報等については速やかに提供し、本市と緊密な情報共有を図ること。また、県有施設の休館、備蓄マスクの配布など、本市に影響がある対応をとる場合は、事前に意見聴取を行うなど調整を行うこと。
- (2) 感染症患者が確認された場合の公表内容について、本市へ事前に相談及び通知するルールを確立すること。
- (3) 感染症に関する県の窓口は、保健所、健康福祉総務課、薬事衛生課など複数あることから、情報提供を担う窓口を一本化し、連携体制の強化を図ること。

- (4) 県と松江市の公表内容が食い違うなど、情報共有と連携体制に課題があり、企業や住民の不安感が高まり、事実でない情報の拡散等も危惧されることから、県内全域の感染者確認状況は県が把握し、公表すること。
- (5) 出雲保健所が、本市との連携も含め、より機動的かつ迅速に対応できるよう、その意思決定を主導できる体制とすること。併せて、県庁の関係各課が、これを適切に支援する体制を強化すること。

2. 医療提供体制の確保について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、医業収入が急減した市立総合医療センター及び市立診療所への財政措置について、今後も医療提供体制を維持するため、積極的に国へ要望すること。
- (2) 医師、看護師等の人材確保に対する支援を行うとともに、医療従事者の安全を確保できるよう規格適合マスクをはじめ、アルコール消毒液、フェイスシールド、ガウン等の感染予防資材の備蓄、確保及び供給を行うこと。
- (3) 医療従事者及びその家族への偏見や差別が生じないように、積極的に啓発活動を展開すること。

3. 地域経済対策について

- (1) 中小・小規模事業者の事業の継続・雇用の維持に向けた支援を重点的に行うとともに、回復期においては、消費喚起、観光誘客、賑わい創出など、地域経済の活性化に資する取組を積極的かつ重点的に実施すること。
- (2) 商工支援団体の相談対応に係る負担軽減と体制強化への支援を図るとともに、融資制度、雇用調整助成金、各種給付金・補助金など国・県の支援制度等の周知を徹底すること。
- (3) 地域公共交通を含めた交通関連業界に対しては、本市と連携した支援策を講ずること。
- (4) 第一次産業従事者の収入確保や雇用、事業継続のための支援を重点的に行うとともに、回復期での販売支援や次年度の生産に意欲が持てるよう、積極的な取組を実施すること。
- (5) 収束後、速やかな誘客の回復及び更なる誘客促進につながる観光需要喚起策として、県が主体となった国内外に向けた大型観光キャンペーンを間断なく実施していただきたい。

- (6) 上記(1)から(5)に関する本市独自の取組に対して財政的な支援を行うこと。

4. 高速通信網の整備促進について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、都市生活のリスクが明確になり、今後、地方回帰の動きが進む可能性がある。また、感染リスクの低減のため、テレワークや自宅におけるオンライン授業等の取組が加速すると考えられる。

こうした動きに対応するため、5G（第5世代移動通信システム）などの高速通信網の整備・充実を図ること。

5. 社会保障費の増加に伴う財政措置について

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活保護及び生活困窮者住宅確保給付金の申請が増加傾向にある。

生活保護及び生活困窮者住宅確保給付金について、自治体負担を軽減するための必要な財政措置を講ずるよう国に要望すること。

6. 小・中学校における少人数学級編制基準の変更時期の延期について

本県においては令和3年度及び令和4年度の2か年で少人数学級編制基準の変更が行われる予定となっている。

学校において1学級あたりの人数が増えることは、「3密」を避けながらの教育活動にとって大きな支障となるため、新型コロナウイルス感染症の感染が収束するまでの間、少なくとも2年程度、少人数学級編制基準の変更について、実施時期を延期すること。

7. 保護者が新型コロナウイルス感染症患者等となった場合の児童の養育体制の整備について

核家族化の進行により、身近に支援者がいない子育て世代の家庭が増加している中、保護者が新型コロナウイルス感染症の患者又は濃厚接触者となった場合の児童の養育を支援する体制を構築すること。

8. 災害避難における新型コロナウイルス感染症への対応について

- (1) 災害避難時における新型コロナウイルス感染症への感染予防対策として、可能な限り多くの避難所を確保するため、自治体の広域間調整、宿泊団体等への協力依頼・確認を行うこと。

- (2) 避難所における間仕切り、段ボールベッド、体温計、アルコール消毒液、マスク等、感染予防資材は本市においても一定の備蓄を行っているが、新型コロナウイルス感染症への対応として、県においても資材を積極的に備蓄、確保し、本市の備蓄資材が不足する場合には県備蓄資材を供給すること。
- (3) 原子力災害時の広域避難における感染予防対策を検討し、広域避難計画に反映させること。

1. 安全・安心都市の創造

(1) 島根原子力発電所に関する防災対策について

国は、エネルギー基本計画において、原子力規制委員会が規制基準に適合すると認めた原子力発電所については、再稼働を進める旨を明記しています。

一方、原発の再稼働などに関する周辺自治体の関与については、立地自治体と同様な原子力災害のリスクを負っているにも関わらず、発言権や調査権等の権限は、依然として認められていない状況にあります。

国におかれては、原子力災害のリスクに応じた発言権の付与等を含む法整備の動きも見えず、適合性審査終了後の再稼働に向けた手続等も示されていません。

本市においては、中国電力株式会社へ直接、意見を述べるできるようになりましたが、立地自治体並みの安全協定は締結できていません。

このような状況の中、全国原発立地地域において、立地自治体だけでなく、周辺自治体にも事前了解権を求める住民の声は、大きくなってきています。

また、原子力災害時に備えた広域避難計画における避難手段の確保および避難道路の整備等、原子力防災に関しては、まだ多くの課題が残されている現状です。

つきましては、島根原子力発電所に対する出雲市民の安全・安心を確保する観点から、下記のとおり要望いたします。

記

1. 原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、立地自治体の意見が最大限尊重されることは勿論、UPZを含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築するよう、国に対して働きかけること。なお、新たな法制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう早急に仲介すること。

1. 安全・安心都市の創造

2. 適合性審査終了後のロードマップについて、国の考えを質すとともに、早急に県としての考え方を示し、関係自治体に対し協議すること。

3. 広域避難計画について、避難先となる自治体の理解、避難手段の確保、避難ルートの整備等、実効性の向上を図る取組を積極的に講じるとともに、国への働きかけなどを含め、原子力防災計画の実効性の確認と向上に努めること。避難ルートについては、特に主要な接続道路となる、主要地方道斐川一畑大社線の整備を促進すること。

(2) 斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備推進及び斐伊川神戸川治水事業の促進について

斐伊川放水路への分水協議に際し、新内藤川水系である新内藤川、赤川、午頭川、塩冶赤川の4河川の具体的な改修計画を策定のうえ、重点的な予算投資により積極的に事業の進捗を図っていただき、令和2年度末に10年計画の完成に目処が立ちましたことに感謝申し上げます。

しかし、10年計画は暫定改修計画であり、近年全国各地で発生している甚大な災害を目の当たりにし、地域住民からも本改修を望む声が年々大きくなっております。沿川住民の安心・安全のため、10年計画に引き続き本改修を推進していただきますようお願いいたします。

また、本市が斐伊川放水路への分水の了承にあたり回答しましたとおり、大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤整備の早期完成につきましても、引き続き特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 新内藤川、赤川、午頭川、塩冶赤川の本改修早期実施

2. 斐伊川・神戸川治水計画3点セットの早期完成

1. 安全・安心都市の創造

(3) 斐伊川本川の堤防改修及び宍道湖西岸堤防の整備について

斐伊川本川の堤防改修につきましては、国において、上出西地区^{かみしゅっさい}の堤防整備を実施していただいております。引き続き、国に対し特段の働きかけをいただきますよう要望いたします。

また、斐伊川右岸堤防と兼用する一般県道木次直江停車場線^{きすきなおえていしやじょうせん}について、国の堤防改修にあわせ、拡幅改良が行われており、今後とも着実に事業を進めていただきますようお願いいたします。

一方、宍道湖西岸堤防の地盤沈下対策につきましては、国において平成30年度から堤防嵩上げ工事に着手していただいております。引き続き事業が強力に推進されるよう、国に対し更なる働きかけをいただきますよう要望いたします。

また、平成26年度から着手された五右衛門川河口部の「通称十四間^{じゅうしけん}川左岸堤防^{がわ}」の漏水に対する堤防補強工事についても、引き続き推進していただきますようお願いいたします。

記

1. 斐伊川本川堤防と一般県道木次直江停車場線^{きすきなおえていしやじょうせん}の整備促進

2. 宍道湖西岸堤防の沈下対策及び漏水対策の整備推進

(4) 神戸川中流部の県管理区間の国直轄管理への変更について

神戸川につきましては、斐伊川・神戸川治水事業により、下流部の放水路区間及び上流部の志津見ダムでは、150年確率降雨に対応する整備が完了いたしました。

一方、志津見ダムから馬木大井堰までの約35km区間については、県において管理され、うち馬木大井堰から5.5kmの区間のみが、50年確率降雨に対応する河川整備計画が策定されておりますが、その他の区間については、整備計画がありません。

また、神戸川は、平成18年8月に斐伊川水系に統合され、一級河川に指定されました。本来であれば、全川を国が直轄管理されるべきと考えますが、中流部の区間については、国から県知事に管理が委任され、管理者が混在している状況になっています。

このように、治水対策の進捗に差があることや、管理者が混在していることが、流域住民に大きな不安を抱かせる要因となっています。

本市としましては、中流部の早期河川改修により洪水の安全な流下と河川の維持、保全が図られるためには、ダムから河口までが一元的に管理されるべきものであると考えています。

つきましては、流域住民の不安を解消するためにも、県管理である志津見ダムから放水路区間を、国直轄管理に変更していただきますよう、下記のとおり要望いたします。

記

1. 神戸川中流部の県管理区間（志津見ダムから放水路まで）の国直轄管理への変更

(5) 神戸川の河川環境等の評価について

神戸川の来島ダム潮発電所による水利使用に関しては、平成29年3月10日付け確認書（県、出雲市、飯南町、美郷町、中国電力株式会社の5者が調印。以下「確認書」）により、中国電力が常時毎秒2トンの環境放流を行うこと、水利使用期限は平成39年3月31日とすること等が確認されました。そのうえで、確認書では

- 県は、環境等を評価する組織を設置し、神戸川の河川環境（渇水、河口閉塞を含む）に関する情報共有、意見交換等を行い、関係者間の信頼関係の醸成に努める

- 中間時点の平成33年度（令和3年度）において、上記の組織における意見やモニタリング等の調査報告を踏まえ、神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議において検討を行う

とされています。

県におかれては、神戸川の河川環境等に関する協議会（以下「協議会」）を平成29年度に設置し、令和元年度末までに6回の会議を開催されました。また、昨年度は下部組織としての幹事会を新たに設置され、関係者間の信頼関係の醸成が進み、今後の協議の方向性がまとまったところ です。

今後も協議会を円滑に運営していただき、中間時点の令和3年度に向け、神戸川の河川環境等のモニタリング及び評価を行い、それに対する関係者の意見を整理しながら相互理解を図り、確認書の目的が進捗するようお願いいたします。

記

1. 神戸川の河川環境等に関する評価を行う目的で設置された「協議会」の事務局として、令和3年度の「神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議」における中間検討が円滑に進むよう、「協議会」における調査取りまとめ及び意見調整を進めること。

(6) 河川の改修推進と適切な維持管理について

湯谷川をはじめとする河川改修事業につきましては、計画的かつ積極的に事業を推進していただき、感謝申し上げます。

しかしながら、未だに内水被害の発生、またはその一步手前まで河川の水位が上昇し、水防団が出動する等、治水安全度が十分と言えない状況にあります。

このことから、引き続き湯谷川、十間川、高瀬川の河川事業の予算を確保していただき、一日も早い完成を要望いたします。

また、雲洲平田船川につきましては、「雲洲平田船川環境整備計画」に基づき潤いのある水辺環境の保全を図ることを目的に地域の住民により、令和元年に「雲洲平田船川河川環境整備促進協議会」が設立されるなど地域住民の水辺環境に対する意識が高まっております。

本市としましても、県や地元と連携、協力し対策を進めたいと考えておりますので、一層の河川浄化と環境整備の対策の推進をお願いいたします。

さらに、堀川水系の河川護岸については、災害復旧事業により早期に大部分の復旧が行われたことに感謝しております。しかし、修繕の必要な箇所も残っておりますので、引き続き計画的な修繕工事をお願いいたします。

一方、県管理河川の維持管理につきましては、現在、その経費の1/2を市が負担し、かつ、業務の一部も県からの委託を受け市が行っており、大きな負担になっています。

河川の環境保全や維持管理については、本来、管理者が行うべきものであることから、県で実施していただきますよう要望いたします。

記

- 1. 湯谷川、十間川、高瀬川の改修事業の推進**
- 2. 雲洲平田船川の河川浄化と環境整備の推進**
- 3. 堀川水系各河川の計画的な護岸対策工事の推進**
- 4. 県管理河川について県による主体的な維持管理の実施**

(7) 治山事業の推進について

山地災害から市民の生命・財産を守るため、治山事業の積極的な推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

近年は異常気象による局地的な豪雨などにより、予想外の災害が各地で発生し、犠牲者が出る大規模な災害も起こっています。

本市の森林地域においても、森林所有者の高齢化や松くい虫被害等により森林の荒廃が進み、山地災害の発生が危惧されています。

また、湊原地区^{みなとばら}などの保安林についても、海岸防災林造成事業を実施していただいておりますが、周辺の海岸林においても、引き続き整備が必要な状況にあります。

つきましては、市民生活の安全確保のため、治山事業継続箇所の着実な実施はもとより、森林機能の回復に向けた保安林への植栽など、森林整備も合わせた一層の事業推進を、下記のとおり要望いたします。

記

1. 継続事業の推進

○復旧治山等

深山地区^{みやま}(万田町^{まんだ})、北浜東地区^{きたはまひがし}(十六島町^{うっぶるい})
原田公民館地区^{はらだこうみんかん}(佐田町原田^{さだちょうはらだ})、報徳地区^{ほうとくち}(河下町^{かわしも})
多久地区^{たたく}(多久町^{たたく})

○海岸防災林造成事業

湊原地区^{みなとばら}(大社町杵築西^{たいしゃちょうきづきにし})

2. 新規採択要望箇所

○治山事業

宮の部地区^{みやのべ}(佐田町下橋波^{さだちょうしもはしなみ})、谷山上地区^{たにやまかみ}(大社町遙堪^{たいしゃちょうようかん})外

計55箇所

(8) 砂防、地すべり、農地地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の推進等について

自然災害から市民の生命・財産を守る砂防事業等の取組を継続していただき、とりわけ、砂防事業として御田・二の着手にご尽力いただき、感謝申しあげます。

今後とも、下記の砂防事業等の取組を引き続き推進いただきますとともに、新規箇所の実業採択については、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1. 砂防事業

【継続箇所】

湯屋谷川（東林木町）、寄居谷川（十六島町）、
山崎川（河下町）、菅田川4（佐田町一窪田）、
清水谷川（佐田町一窪田）、御田・二（佐田町須佐）
素鷲川（大社町杵築東）、以下谷川（大社町鷲浦）

《休止中》

佐貫利谷川（乙立町）、芦谷川（乙立町）、丹堀川（国富町）

【新規採択要望箇所】

門前谷川（東林木町）

2. 地すべり対策事業

【継続箇所】

深山地区（万田町）、旭が丘地区（多久町）、北垣地区（小境町）、大谷地区（美野町）

3. 農地地すべり対策事業

【継続箇所】

出雲地区（旧出雲市・旧佐田町・旧多伎町・旧斐川町）
平田地区（ただし、地合・茅原地区を除く旧平田市）
地合地区（地合町）、茅原地区（東福町・本庄町）
八幡地区（佐田町）

4. 急傾斜地崩壊対策事業

【新規採択要望箇所】

森原地区（乙立町）

(9) 海岸線(海浜)の保全・復元及び海岸の適切な維持管理について

島根県の海岸のほとんどは岩礁地帯ですが、本市の大社町から多伎町にかけては、「国引き神話」の綱としても登場する大規模な砂浜海岸が形成され、美しい景観を創出しています。

しかし、湊原海岸^{みなとばらかいがん}、外園海岸^{そとぞのかいがん}、西浜海岸^{にしはまかいがん}については、汀線^{ていせん}の後退により、民家、農地、道路等が海岸侵食の危険にさらされるおそれがありますので、平成27年度に策定された「^{その}^{ながはま}菌の長浜」土砂管理計画に基づき、地元住民の意向等も踏まえながら、土砂管理対策を引き続き推進していただきますよう要望いたします。

また、大社漁港海岸^{きくかいがん}、岐久海岸^{きくかいがん}では、海岸に溜まった砂により飛砂の被害が発生していますので、飛砂防止施設の維持管理を徹底していただきますよう要望いたします。

記

1. 土砂管理対策の計画的推進について

2. 飛砂対策について

(10) グリーンステップC谷の利活用について

グリーンステップのC谷につきましては、引き続き、県事業での残土処分用地として利用されているところです。

グリーンステップは、斐伊川放水路事業を促進していくうえで、重要な役割を担い、周辺の住民の皆様の格別なるご理解とご協力により実現したものであります。

周辺の住民は、グリーンステップが、将来の地域発展や定住促進につながるような利活用を求めていることから、水道施設の整備が不可欠であり、利活用の選択肢を広げるものと考えております。

つきましては、これまでの経過や、ご協力いただいた周辺地域の思いをお汲みいただいた利活用となるよう水道施設の整備も含めて主体的に検討されますよう要望いたします。

記

1. グリーンステップC谷の利活用についての検討

(1) 陸上自衛隊出雲駐屯地の拡充整備について

近年、我が国を取り巻く安全保障環境は、北朝鮮による度重なるミサイルの発射、諸外国との尖閣諸島・南シナ海を巡る諸問題等により、極めて不透明・不確実な状況です。

国におかれては、平成30年12月18日、新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画が策定され、我が国の未来の礎となる防衛の在るべき姿について指針が示されました。

このような状況の中、陸上自衛隊出雲駐屯地については、西部日本海域・山陰沿岸の国土防衛の拠点として、住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たされていると考えております。

一方、令和元年10月東日本台風での道路啓開活動など災害支援や、本年5月には新型コロナウイルス感染症軽症者等の宿泊療養施設での感染拡大防止研修など幅広く活動され、当駐屯地への信頼と期待は大きく高まっています。

東西に広がる県土・国土の防衛・防災の要として、また、島根原子力発電所が立地する島根県においては、特殊災害が発生した際の対応も含め、陸上自衛隊出雲駐屯地の果たす役割は、ますます重要となっており、その増強は、住民にとって悲願となっています。

島根県におかれては、県内唯一の駐屯地である陸上自衛隊出雲駐屯地の機能・人員・設備の拡充について、関係団体と連携し、要望活動等の取組を強化していただきますよう、下記のとおり要望いたします。

記

- 1. 陸上自衛隊出雲駐屯地の機能・人員・設備拡充にかかる要望活動を実施すること。**
- 2. 陸上自衛隊出雲駐屯地の機能・設備拡充は、災害対応を含めて県民の安全・安心に寄与するため、全県的な連合組織を創設し、県が中心となって、県民の総意として要望活動に取り組むこと。**

(12) 信号機の新規設置数の確保について

県内の交通死亡事故の特徴として、交差点での交通事故の発生割合が高い状況にあり、特に本市においても、約45%（平成30年）と高い割合となっています。

毎年、市内各地域から通学路を中心に信号機の設置要望が寄せられていますが、近年の信号機の設置は新設道路や道路改良に伴う場合に限られ、要望箇所への信号機の設置は実現されていません。令和元年度は、26件の信号機設置の要望があり、県に対し設置要望をしましたが、採択は0件でした。

本市での信号機設置状況は、平成22年度の9基であったのに対し、直近5年間の平均は、約0.4基と減少しています。

一方、設置基準を満たしていない既設信号機については、全国的に撤去を含めた見直しを検討されているところです。

既設信号機の見直しにあたっては、撤去ありきではなく、必要箇所への新設や時差式、感応式信号機に変更するなど、市民への丁寧な説明と意見聴取が必要です。

つきましては、市民の交通安全を願う切なる要望に応え、交通事故の防止を推進するため、下記のとおり要望いたします。

記

1. 通学路等における安全確保のため、地域住民及び各小・中学校による信号機の設置要望の実現に向けて、整備事業予算を十分に確保すること。

(13) 路線バス、タクシー事業者に対する支援について

これまで、地域交通サービスを支える路線バス・タクシー等の交通事業者の多くが慢性的な赤字を抱えつつ、企業努力等によって経営を継続しています。

そのような状況の中、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、急激な経営悪化を招き、その結果廃業や倒産の危機に立たされている事業者も出てきています。

また、恒常的な運転手不足については、引き続き深刻な状況であり、市内の事業者においても、運転手の高齢化や採用希望者の減少などにより、依然として改善の兆しが見られません。

交通事業者は、通学・通勤や通院、買い物など住民の足としての役割を担っていることはもちろん、地域の観光・教育等を支える重要な柱であります。

つきましては、厳しい状況に置かれた交通事業者に対し、下記のとおり支援策を講じていただきますよう要望いたします。

記

- 1. 生活交通を確保するために、事業者を支援する新たな仕組みづくりを構築すること。**
- 2. 若年層、女性を含めた運転手の確保対策として実施されるイベント等のPR事業への支援を行うこと。**
- 3. 事業者が運転手確保のために行う、二種免許取得費用の助成について支援を行うこと。**

2. 産業・観光都市の創造

(1) 島根観光の魅力強化について

令和元年は、改元の機運が高まる中、本市が持つ日本の歴史や文化を求め、多くの観光客に訪れていただきました。これまで実施してきた「日が沈む聖地出雲」の日本遺産、「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」、大山隠岐国立公園の「満喫プロジェクト」の三大プロジェクトも実を結びつつあり、本市が目標としている交流人口1200万人を突破し、県全体の観光振興にも貢献することができました。

このような中、新型コロナウイルスの影響により、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの延期をはじめ、日本全体の観光が大きく落ち込んでおり、市内経済も大きな打撃を受けています。

アフターコロナで島根県に再び観光客を取り戻し、観光業をはじめとする地域経済のV字回復を成し遂げるためには、県の観光誘客の重要な役割を担う本市を拠点に重点強化することが、島根県全体の観光振興に大いに寄与するものと考えます。

つきましては、本県への更なる誘客促進を図り、地域経済を活性化させるため、下記のとおり要望いたします。

記

1. V字回復に向けた観光誘客促進

収束後、速やかな誘客の回復及び更なる誘客促進につながる観光需要喚起策として、県が主体となった国内外に向けた大型観光キャンペーンを間断なく実施していただきたい。

2. 世界的観光地となるよう受け入れ環境整備

(1) 出雲縁結び空港への国際定期便就航に向けた更なる取組の推進

(2) 大山隠岐国立公園（島根半島西部地域）の整備

① 満喫プロジェクト島根半島西部協議会への継続的な財政支援

② 国立公園の自然を生かした広域周遊ルート開発や、当エリアの魅力を国内外へ発信するプロモーションの展開

(3) 立久恵峡県立自然公園の整備

① 奇岩に繁茂する立木の伐採

② 老朽化する遊歩道の全体改修計画の策定と年次的整備

2. 産業・観光都市の創造

(4) 中国自然歩道の管理と宍道湖北山県立自然公園の整備

- ① 中国自然歩道（鼻高山ルート・斐川地域ルート）の管理に係る財政支援
- ② 旅伏山登山道入口公衆トイレの改修

3. 島根県の観光の中枢を担う観光誘客拠点である出雲大社周辺における交通渋滞対策の継続支援

(2) 出雲大社門前町の整備について

本市では、出雲大社周辺を歴史文化のシンボル空間と位置づけ、出雲大社門前町としての魅力向上を図りながら、賑わいの創出に取り組んできております。

その中心である一般県道^{ひかわいずもたいしやせん}斐川出雲大社線（都市計画道路 神門通り線^{しんもんどおせん}）については、現在、大鳥居付近から吉兆館前交差点区間の整備事業を進めていただいているところです。引き続き、事業の推進をお願いいたします。

また、堀川におけるレジャー船の不法係留対策については、平成24年度から対策が開始されたことにより、229隻あった不法係留船の数が令和元年度には164隻まで減少しました。

しかし、近年は不法係留船の数が横ばいの状況であり、重点禁止区域内にも船舶が係留されていることから、一層の対策が必要です。

本市としましても、県や地元と連携、協力し対策を進めたいと考えておりますので、引き続き不法係留対策の推進をお願いいたします。

また、魅力ある散策ルートを確立し、観光客の回遊性を高めるため、国道431号の^{せいだまりにし}勢溜西～^{みやうち}宮内交差点区間について、両側歩道の整備と同交差点の改良を要望いたします。

出雲大社周辺は、平成の大遷宮を契機に多くの観光客で賑わっている中で、今後も、県と市が一体となって出雲大社門前町のさらなる魅力向上を図り、もって島根の観光を推進していくため、下記のとおり要望いたします。

記

1. 一般県道^{けんどうひかわいずもたいしやせん}斐川出雲大社線（都市計画道路 神門通り線^{しんもんどおせん}）の事業推進

2. 堀川におけるレジャー船不法係留対策の一層の推進

3. 安全で魅力ある散策ルート確立のため国道431号（^{せいだまりにし}勢溜西～^{みやうち}宮内交差点）の両側歩道整備と交差点改良

(3) 企業誘致と地元就職への支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により、企業のサプライチェーン対策としての国内投資や多拠点化、都市部人材の地方への移動、リモートワークなどの動きが、今後加速すると予想されます。この機会を捉えて、企業誘致活動の更なる強化と、企業立地促進のための通信インフラ整備が必要であると考えています。

また、本市では、企業と県外学生の交流会開催など地元就職への取組を強化しているところではありますが、学生の就職活動が困難になってきており、地元就職に関する情報をよりきめ細やかに発信していく必要が生じています。

さらに、外国人就労支援について、昨年度から様々な取組を実施しているとともに、本年2月に実施したブラジル人住民アンケートでは、定住志向の高さをはじめ多様な職種への就労希望、職業訓練に対するニーズの高さなどがうかがえる結果となりました。これを踏まえ、外国人住民に対する就労支援を一層強化することが必要と考えています。

以上の状況を踏まえ、企業誘致と地元就職を促進し、定住人口増加を図るため、下記について要望します。

記

1. 企業の国内投資等の動きが今後加速すると見込まれるため、この機会を捉えて、多種多様な業種の立地促進に向け、県・市の企業誘致活動における連携を更に強化すること。
2. リモートワーク進展の動向を見据え、企業立地を促進するためのインフラ整備として、5G（第5世代移動通信システム）などの高速通信網の整備・充実を図ること。
3. 本市が実施する県外学生に対する県内就職促進事業等について、地元企業の魅力や市内定住など地元就職に関する情報を県外学生に効果的に発信するため、ふるさと島根定住財団の登録学生情報の共有化を図るなど、本市との連携を強化すること。
4. 外国人住民に対する就労支援について、東部高等技術校における受入体制の構築や、外国人住民を雇用する事業者への支援など、外国人材雇用に関する取組を強化すること。

(4) 農業農村整備事業の推進について

農業農村整備事業については、管理計画を踏まえた県営事業として事業推進にご尽力いただき、感謝申し上げます。

農業の現状は、従事者の高齢化が進み、担い手の確保が急務であり、効率的な農業経営のために、農地の集積および集約を着実に進める必要があります。このため、生産基盤の整備が必要であり、引き続き事業推進を要望いたします。

一方、老朽化した農業用施設の更新は、防災減災の観点からもますます重要な課題となっています。平成30年7月豪雨を踏まえた新たな基準に基づき令和元年5月に防災重点ため池を再選定した結果、本市では206か所のため池を選定しました。住民からは、該当ため池の安全確保の要望がますます高まっています。ため池や揚排水機場などの老朽化した農業用施設の改修は、年次的な計画をたて、順次取り組む必要がありますが、本市は多くの施設を抱えている中で、地元から改修を要望される施設は年々増加しており、防災上の観点からも事業の進捗を早める必要があります。

今後とも、所要額の予算確保を関係機関に働きかけていただくとともに、引き続き、継続地区及び新規要望地区の事業が円滑に進むよう、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

記

1. 継続事業の推進

○県営事業

・農地耕作条件改善事業

【山王地区（平田）】

・農地整備事業（通作条件整備）

【簸川西地区（出雲・湖陵）】

・水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）

【中の島新田地区（平田）】

【島村地区（斐川）】

2. 産業・観光都市の創造

- ・ 農村地域防災減災事業（ため池整備事業）

【新池地区（湖陵）】
しんいけ

○団体営事業

- ・ 農業用水路等長寿命化・防災減災事業

【市内農業用ため池、用排水施設】

2. 新規要望地区

○県営事業

- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業

【長浜園地区（出雲）】
ながはまその

- ・ 農村地域防災減災事業（農村防災施設整備事業）

【所原地区（出雲）】
ところばら

【高津屋地区（佐田）】
たかつや

- ・ 水利施設等保全高度化事業

【湖岸北地区（斐川）】
こがんきた

【新中央地区（斐川）】
しんちゅうおう

【土手町地区（斐川）】
どてまち

(5) 国営緊急農地再編整備事業宍道湖西岸地区の推進について

国営緊急農地再編整備事業宍道湖西岸地区については、平成30年8月に国の事業所が開設され、本年度には布崎工区の圃場整備工事の起工や、灘分工区の換地計画策定などが進められております。

地元としては、大区画化と排水対策の一体的な整備による生産性と汎用性の高い生産基盤の実現に向けて、一日も早い事業完成を望んでおります。

県におかれては、宍道湖西岸土地改良区の設立認可や、農地再編整備スタッフの平田地域常駐など、事業促進にご尽力いただき感謝申し上げます。今後も、小豆などの高収益作物への転換を図るための品種選定、栽培技術等の指導及び営農推進体制確立の支援をいただくことが必要と考えております。

本市としても、国、県と連携して事業促進を図ってまいりますので、本事業の一層の推進に向けて、特段のご配慮をいただきますよう下記のとおり要望いたします。

記

1. 高収益作物への転換を図るための品種選定、栽培技術等の指導及び営農推進体制確立の支援

2. 国営緊急農地再編整備事業の令和3年度予算確保及び整備促進に向けた国への働きかけ

(6) シカ等の被害対策の拡充について

県のシカ対策事業については、出雲北山山地はもとより、本市が実施している湖北山地の被害対策にも財政的な支援をいただき、感謝申し上げます。

しかしながら、令和元年末の生息頭数の推定値は、出雲北山山地で356～2,186頭、湖北山地で857～1,625頭と推定され、減少傾向にあります。出雲北山山地の生息頭数を180頭とすることや、湖北山地は非生息とする目標の達成には、依然として厳しい状況となっており、さらに継続した取り組みが必要であります。

こうした中、県から受託しているシカ適正管理対策事業においては、出雲北山山地のシカ捕獲実績の約6割を占める自衛班の捕獲経費が一部対象とされていないことから、本市の財政に大きな負担となっております。

一方、捕獲した個体をジビエに有効活用するため、特にシカについては、安定的な個体確保を図るために、捕獲箇所からの個体の搬出経費や食肉処理施設への運搬経費について、県からの支援が必要と考えています。

つきましては、引き続きシカ対策事業を進めるために、さらなるご支援をいただきますよう、下記のとおり要望いたします。

記

- 1. 出雲北山山地のシカ対策事業の予算確保**
- 2. 出雲北山山地の自衛班にかかる経費負担**
- 3. 有害鳥獣被害対策交付金における捕獲奨励金上限単価の撤廃**
- 4. ジビエの有効活用に向けて、個体の搬出経費や運搬経費**

(7) 高速通信網の整備促進について

人口減少、少子・高齢化の進行などの社会課題への対応、安全・安心な生活を守るための環境整備、Society5.0時代にふさわしいスマートシティ実現のため、AI・ICT等の先端技術などデジタルの力を最大限に活用し、持続可能な都市づくりを推進することが求められています。

また、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ「新しい生活様式」や今後の社会変容を見通したデジタルの力を活用する取組を加速させる必要もあります。

こうした取組を進めるためには、デジタル活用の基盤となる5G（第5世代移動通信システム）などの高速通信網が必要不可欠です。

つきましては、島根県内の高速通信網の整備を加速するため、下記のとおり要望いたします。

記

1. 5Gなどの高速通信網の整備・充実を図ること。

3. 環境・文化都市の創造

(1) 島根半島・宍道湖中海ジオパークの推進について

島根半島・宍道湖中海ジオパークは、本年10月に「第11回日本ジオパーク全国大会島根半島・宍道湖中海大会」を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の収束する見込みが立たないことから、1年延期し、令和3年10月に開催することとなりました。

日本ジオパーク全国大会は、県内外から約1,000人が参加する見込みであり、「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」を構成する出雲市や松江市はもとより、島根県の魅力を全国に発信する絶好の機会となります。

また、全国大会を契機に、新型コロナウイルス感染症収束後の地域の活性化や交流人口の拡大なども期待できることから、下記のとおり要望いたします。

記

- 1. 1年後に延期とした第11回日本ジオパーク全国大会島根半島・宍道湖中海大会について、令和2年度と同等の財政支援及び指導・助言を行うこと。**
- 2. 来訪者が当ジオパークを周遊できるように、ジオパーク内における案内看板等の整備など、大山隠岐国立公園満喫プロジェクトとの連携強化に対して支援を行うこと。**
- 3. 当ジオパークと隠岐ユネスコ世界ジオパークの連携を強化し、県が中心となって両ジオパークをつなぐツアー造成、観光PRなどの取組を行うこと。**

(2) トキ分散飼育事業に対する支援について

本市のトキ分散飼育事業は平成23年からスタートし、これまでに繁殖した41羽を佐渡島に移送、うち37羽が放鳥されるなど、国のトキ保護増殖事業に貢献しています。昨年度は、隣接する県施設「しまね花の郷」にご協力頂き一般公開を開始し、半年間で1万6千人を超える県内外の来場者がありました。「しまね花の郷」の集客を含め、県・市の連携で観光面でも効果を上げていると思います。

さて、環境省が進めるトキの保護増殖事業は、来年度からの次期ロードマップにおいて、佐渡島以外での放鳥の実施可能性が検討される見込みです。今後、本市において放鳥を実現していくためには、トキが生育できる地域環境の整備が何よりも重要であり、自然環境保護・地域環境整備の取組は、県や近隣自治体との連携が欠かせないと考えております。

分散飼育事業を始めて以降、県には多大なご支援を頂いてまいりましたが、一般公開の開始を契機に、本市のトキ飼育は「野生復帰の実現」という新たな局面へ入ります。先に述べた観光面のみならず、人と希少動物が共生する社会環境づくりは、自然豊かで暮らしやすい県土を未来に引継ぐことにもつながります。

つきましては、トキの保護増殖事業について引き続きご支援をいただきますよう、下記のとおり要望いたします。

記

1. 希少鳥獣トキの保護増殖に対する財政支援の継続

2. トキ一般公開、トキによるまちづくり等に対する連携の強化

(3) 循環型社会形成推進交付金の予算確保等について

本市は、現行の可燃ごみ処理施設「出雲エネルギーセンター」の主要機器の耐用年数到来にあわせ、新たな可燃ごみ処理施設（次期可燃ごみ処理施設）の整備を進めております。この次期可燃ごみ処理施設は、安全で安定した稼働、災害廃棄物を迅速に処理、有害物質の排出抑制、廃熱を利用した高効率発電を実現するものとし、令和4年度当初の本稼働を目指しています。

処理能力200トン／日を有し、建設費が約170億円となる施設の整備を計画通りに遂行するには、国の循環型社会形成推進交付金による支援が不可欠です。

また、県内の複数の自治体において廃棄物処理施設の整備が集中する中、循環型社会形成推進交付金の予算確保や自治体の負担が増すことのない交付金制度の持続は、島根県の循環型社会形成の推進にとって大変重要です。

つきましては、循環型社会形成推進交付金に関して、下記のとおり要望いたします。

記

1. 全国的に廃棄物処理施設の整備需要が継続している中、その財源となる循環型社会形成推進交付金の予算確保を、国に強力に働きかけること。
2. 県は、本市が計画する廃棄物処理施設整備において、循環型社会形成推進交付金制度に関して、適切な情報提供・指導を行うこと。

(4) 海岸漂着ごみ及び宍道湖の水草対策について

本市では、「日本遺産」に認定された“日が沈む聖地出雲”の取組や、「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」、大山隠岐国立公園の「国立公園満喫プロジェクト」の3つのプロジェクトを進めており、海岸部の観光資源化が重要施策となっています。県におかれましても、これらの海岸部をきれいに保つことは、観光立県の実現を図るうえで、きわめて重要であると考えます。

しかしながら、日本海沿岸には、外国文字が表記された廃棄物や流木、海藻など多量のごみがくり返し漂流・漂着しています。県や市において漂着ごみの回収処分を実施するとともに、地域住民やボランティア団体の海岸清掃活動によりこれらを回収し、市において運搬・処分を行っている状況にありますが、次々に押し寄せるごみに大変苦慮しています。

また、近年、宍道湖においては水草が繁茂拡大し、腐敗による悪臭発生や景観の悪化、水産資源への影響などの問題が生じています。

つきましては、海岸の漂着ごみ対策及び宍道湖の水草対策について、下記のとおり要望いたします。

記

1. 県は、自ら海岸漂着ごみ対策を実施する要件（海水浴場、日本の太陽百選選定地、ごみランク8以上）を緩和し、対象範囲を拡大することで、本市の稲佐浜やキララビーチ周辺に加え、菟の長浜や日御碕灯台付近も県事業として実施すること。
2. ボランティアが回収した海岸漂着ごみは、一般廃棄物にあたるため、県管理海岸であってもその運搬処分を市が行っており、その費用も国補助金（7/10～8/10）の不足分を市が負担しています。県は海岸管理者として必要な予算措置を講じ、市に負担を求めないこと。
3. 宍道湖で繁茂拡大している水草について、迅速な回収・処分が適切に行われるよう、引き続き国に働きかけるとともに、国との連携により、調査研究及び利活用についての取組を強化すること。
また、水草対策をはじめ、宍道湖の諸問題の解決に向けて、県が主体となった推進体制の構築を図ること。

(5) 浜山公園施設の整備・拡充について

県立浜山公園は、野球場、陸上競技場、体育館など多くのスポーツ施設を有しており、県民のスポーツ活動拠点として、また、全国レベルのスポーツ大会やイベントが開催される県内屈指の総合スポーツ拠点として、重要な役割を担っています。

野球場については、本市がかねて要望していましたバックスタンド部分の改築工事を実施していただき、厚くお礼申し上げます。引き続き、外野席の拡充及びグラウンドの拡張も含めた全体の整備を進めていただきますようお願いいたします。

一方、県内唯一の第1種公認である陸上競技場は、本来必要とされる夜間照明設備が依然整備されていないため、実業団など夜間に行う大会の開催が困難であるほか、時季や天候によっては、大会の運営に支障を来す状況にあります。加えて、バックスタンド側には固定座席がないこともあり、多くの観客が集まる大規模な陸上競技大会やサッカー公式戦の誘致にも苦慮しています。

つきましては、国の「第2期スポーツ基本計画」においてスポーツの成長産業化及び地域活性化を実現する基盤としてのスタジアム・アリーナづくりを推進する方針が示されていることも踏まえ、多くの県民がスポーツをより楽しむことができ、また、各種のスポーツイベントをより積極的に開催、招致できるよう、下記のとおり要望いたします。

記

1. 浜山公園陸上競技場について、第1種公認の基準を満たし、夜間でも活用できるよう、照明設備を整備すること。また、大規模な大会が開催できるよう、バックスタンドに固定座席を設置すること。
2. 浜山公園野球場について、引き続き外野席の拡充及びグラウンドの拡張も含めた全体の整備を進めること。

(6) 宍道湖公園湖遊館(スケートリンク)の施設改修工事に係る財政支援について

本市のアイススケート施設である宍道湖公園 湖遊館は、アイスホッケーとフィギュアスケートの公式競技が行える島根・鳥取両県で唯一の施設です。

当該施設では、島根県スケート連盟、島根県アイスホッケー連盟主催による県内大会はもとより、中四国等の各種連盟による中四国及び西日本大会なども開催されています。各種大会以外でも島根大学アイスホッケー部をはじめ市外の競技団体や市内外から多くの一般利用があり、幅広くスケートに親しまれています。

このように「宍道湖公園湖遊館」は、冬季スポーツの競技力強化、社会教育や生涯スポーツの拠点施設として島根県全体のスポーツ振興にとって欠かせない施設となっています。

しかしながら、当該施設は平成4年の開設から27年が経過し、老朽箇所の改修を求める要望が島根県アイスホッケー連盟、島根県スケート連盟、出雲市スケート協会から出雲市へ寄せられています。また、冷却設備をはじめ施設設備の老朽化や地盤沈下の進行により、冬季のスケートリンク設営及び維持が年々難しくなっています。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

- 1. 島根県内で幅広く利用されている宍道湖公園湖遊館(スケートリンク)の維持存続のため、冷却設備の更新や地盤改良など今後必要となる約7億円程度の改修工事に係る財政支援を行うこと。**

(7) 2029年島根国民スポーツ大会開催に向けた取組について

2029年国民スポーツ大会の島根県開催が内々定し、令和元年度には島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会検討懇話会において、目指す大会像の共有や提言書が作成され、令和2年度においては準備委員会が発足予定となっています。

国民スポーツ大会の開催は、県内の各種スポーツ競技の振興に資することはもとより、県民の団結を促し、地域に活気を生み出すことや、観光・地域経済の振興にもつながることが期待されるなど、大変意義のあることであります。

本市としても、県や県体育協会と連携・協力して大会を成功させたいと考えています。

しかし一方で、前回（昭和57年（1982））の島根国体開催時と比べて、市町村数・自治体職員の減少や、スポーツ施設の老朽化など、運営面・財政面での不安があるのも事実です。できるだけ早い段階でこれらの課題を整理し、2029年島根国民スポーツ大会の開催準備に着手することが必要と考えます。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

- 1. 前回の島根国体から市町村数・自治体職員数が減少していること、スポーツ施設の老朽化が進んでいることなど、現状の課題を整理し、市町村に過度な負担が生じないように、早急に、会場施設選定・整備方針、財政支援方針、選手強化方針、準備スケジュール、機運醸成計画等を策定すること。その際、各市町村の意見も十分に聞き、反映させること。**

4. 交流拠点都市の創造

(1) 山陰道の整備促進について

本市に関わる山陰道につきましては、出雲・湖陵道路、湖陵・多伎道路の事業推進に鋭意取り組んでいただき、感謝申し上げます。

とりわけ、昨年12月、国から両道路の開通見通しがともに令和6年度と公表されたことは、これまでの取組の成果によるものと重ねて感謝申し上げます。

本市にとって山陰道は、災害時のライフラインの確保はもとより、産業や観光などの地域間競争力を高めるインフラとして、極めて重要なものであります。

引き続き、県内の山陰道早期全線開通を目指し、出雲・湖陵道路、湖陵・多伎道路の整備促進について、国に対して働きかけを要望いたします。

記

1. 出雲・湖陵道路、湖陵・多伎道路の一層の整備促進

(2) 地域高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について

宍道湖・中海都市圏域は、日本海側有数の人口集積地であるとともに産業の集積地であり、これからの地方創生をリードする高い可能性を有しています。

現在、この圏域では魅力ある拠点間の連携を強化し、圏域全体の都市力を高めるため、山陰自動車道（出雲 I C 以東）の開通、国道 9 号松江道路の 4 車線化の完了、松江だんだん道路の開通により、8 の字道路ネットワークが形成されつつあります。しかしながら、北岸を東西に結ぶ「境港出雲道路」については、^{ひがしはやしぎ}東林木バイパスが供用されたのみで、いまだにルート未決定区間が多く残されている状況にあります。

このような中、令和 2 年 3 月には中海・宍道湖・大山圏域市長会においても、この道路は、社会活動を支え、多くのストック効果を生み出す、極めて重要な基盤となり、圏域全体の発展に限りない効果を期待され、さらに、島根原発災害発生時の避難路や自然災害時など緊急時の物資輸送の主要路線となり、安全・安心な地域づくりにも大きく貢献するとし、早期全線開通に向けた事業推進を求める要望書を知事に提出されました。

つきましては、本市としましても「境港出雲道路」の未整備区間について、松江北道路の事業化と並行して整備計画を早期に明確にさせていただきますとともに、全線整備に向けて更なるご尽力をいただきますよう重ねて要望いたします。

記

1. 地域高規格道路「境港出雲道路」の早期整備

(3) 国道9号出雲バイパスの全線4車線整備について

国道9号出雲バイパスは、暫定2車線での供用となっていますが、地域における最も重要な幹線道路であるとともに、山陰道、出雲縁結び空港へのアクセス道路としての利用、沿線への大型商業施設の進出、出雲大社等への観光客の増加等により、慢性的、恒常的に交通渋滞が発生している状況です。

このような中、令和2年2月、知事におかれては自ら国及び関係する国会議員へ早期4車線事業化の要望活動を実施していただき、感謝申し上げます。

この要望活動により令和2年度国直轄事業において、中野町・姫原地区区間が4車線化に向けて新規事業化されたことは、大きな成果であり重ねて感謝申し上げます。

今後も更に沿線の開発、南北の県道及び市道の整備が進むことにより、今まで以上に交通量の増加が予想されることから、国道9号出雲バイパスの全線4車線整備について、引き続き国に対して働きかけを要望いたします。

記

1. 国道9号出雲バイパスの全線4車線整備の促進

(4) 出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について

出雲縁結び空港は、日本海側を代表する拠点空港であり、令和元年度の定期路線利用者は約99万7千人で2年連続100万人には僅かに届かなかったものの、産業振興、観光振興、文化交流などの要となる極めて重要な社会基盤となっております。

また、昨年の神戸路線の就航や福岡路線の機材更新により、空港の利便性は向上してきたところです。

今後は、来年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、国際定期便の就航を視野に入れた、国際チャーター便の誘致を積極的に推進していくことも重要であり、そのためには、より利便性が高く、空港周辺部を含めた安全度の高い出雲縁結び空港の実現に向けた取組が不可欠です。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減便の一日も早い全便復活に向けて県の最大限の努力と、下記の事項について更なる積極的な取組を要望いたします。

記

1. 昨年就航した神戸路線の定着化に向けて強力に取り組むと共に、名古屋、静岡、仙台路線については、運航の継続及び便数の維持拡充のための利用促進対策に継続して取り組むこと。
2. 東京路線の中型機増便及び料金低廉化などの利便性向上について、航空会社に働きかけること。
3. 国際定期便就航に向け、国際チャーター便の誘致、出入国管理体制の充実及び空港施設の整備に積極的に取り組むこと。
4. 思いやり駐車場の増設、風・雨・雪対策を含めた屋外通路の整備及び空港ビルに近い立体駐車場整備の検討をすること。
5. 重大インシデントに伴う周辺住民の不安を払拭するため、安全な生活環境を整備し、あわせて安全な運航環境の向上を図るよう、航空会社などに働きかけること。
6. 出雲空港の運用時間・運航計画の変更については、今後も周辺住民に丁寧な対応と責任を持って取り組むこと。

(5) 出雲河下港の整備推進及び利活用促進について

国の特定地域振興重要港湾である出雲河下港^{いずもかわしもこう}につきましては、湾内の静穏度を確保し、年間を通して安定的な利用を可能とするため、沖防波堤の工事を鋭意進めていただき、感謝申し上げます。

今後も引き続き、安定した予算を確保していただき、沖防波堤が一日も早く完成するよう要望いたします。

また、出雲河下港^{いずもかわしもこう}の利用を促進するためには、山陰自動車道斐川 I C からのアクセス道路が極めて重要です。このような中、県におかれては、一般県道十六島直江停車場線^{うつぶるいな おえていしやじょうせん}、一般県道鰐淵寺線^{がくえん じ せん}等のアクセス道路において、事故防止のための交差点改良等の推進と歩道整備等の検討作業に取り組んでいただき、感謝申し上げます。引き続きアクセス道路の整備を推進していただきますよう要望いたします。

一方、出雲河下港振興会^{いずもかわしもこうしんこうかい}を中心にポートセールスに取り組み、出雲河下港の利用促進も図っています。県東部の海運拠点として、企業の利用を促していくことはもとより、艦艇広報や物資補給、隊員の休息による寄港といった海上自衛隊の利用の促進も図りたいと考えております。

つきましては、沖防波堤の完成を見据え、県におかれましても、本市との情報共有を図り、共に出雲河下港の利用促進により一層取り組んでいただきますよう要望いたします。

記

1. 出雲河下港^{いずもかわしもこう}沖防波堤の早期完成

2. 出雲河下港^{いずもかわしもこう}の利用促進のための山陰自動車道斐川 I C からのアクセス道路の整備推進

3. 出雲河下港^{いずもかわしもこう}の利用促進に係る連携強化

(6) 山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備促進について

昭和48年に、大阪市から鳥取、松江両市を経由し、下関市に至る約550kmの「山陰新幹線」及び岡山市から松江市に至る約150kmの「中国横断新幹線」の基本計画が正式に閣議決定されましたが、その後45年以上経過した現在もこの基本計画は進展していません。

こうした中、山陰新幹線については、本市を含む県内8市8町村が加盟する山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議において、山陰新幹線の早期実現に向けた決起大会などによる機運の醸成や国及び国会議員への要望活動などを行っています。

一方、中国横断新幹線については、平成29年度に島根・鳥取・岡山の3県議会議員協議会で、JR伯備線へのフリーゲージトレイン導入を断念し、フル規格の新幹線導入に向けた活動に力を入れることとされたところであります。

新幹線の導入には、具体のルートの設定や地元負担、並行在来線の扱いなど多くの課題がありますが、地域経済の活性化や人口、産業の流出阻止など多大な効果が期待され、全国的に次期整備計画路線への格上げを見据えた動きが活発化しています。

県におかれては、この時機を逸することなく、さらなる県民の機運醸成や、関係自治体と連携した国への要望など、両路線の整備計画路線への格上げに向けた積極的な取組が望まれます。

つきましては、両新幹線の整備促進に向けて、下記の項目について国に要望することを求めます。

記

- 1. 「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線」を整備計画路線に格上げし、第二期整備計画に位置付けること。**
- 2. 新幹線整備に係る予算総枠の拡大を図ること。**
- 3. 整備事業費の地元負担のあり方の見直しと並行在来線を経営分離しないために必要な措置を検討すること。**

(7) 山陰自動車道関連周辺道路等の整備推進について

国道9号神戸橋^{かん どもし}以西につきましては、平成7年に都市計画道路神戸橋^{かん どもし}神西沖線^{じんざいおきせん}の4車線整備が都市計画決定されていますが、これまで20年以上の間、事業実施されておられません。

出雲IC及び国道9号出雲バイパスの供用に伴い、当該区間の交通量は増加しておりますので、4車線化の早期の事業着手に向けて、国に対して、特段の働きかけを行っていただきますよう要望いたします。

また、出雲・湖陵道路整備に伴い、関連する河川への影響について、地元から強い不安の声があがっています。

このような中、九景川^{く け がわ}改修事業につきましては、事業推進が図られていることに感謝申しあげます。引き続き早期に完成しますよう特段の事業推進をお願いいたします。

さらに、十間川^{じっけんがわ}の河川改修事業についても、引き続きご配慮いただきますよう要望いたします。

記

1. 国道9号神戸橋^{かん どもし}以西の都市計画道路神戸橋^{かん どもし}神西沖線^{じんざいおきせん}の4車線整備

2. 出雲・湖陵道路の事業推進に関連する河川改修

(1) 九景川^{く け がわ}河川改修

(2) 十間川^{じっけんがわ}河川改修

4. 交流拠点都市の創造

(8) 国道9号の交通安全施設の整備について

国道9号の直江^{なおえ}交差点改良につきましては、事業の推進に取り組んでいただき、感謝申し上げます。引き続き早期の完成に向けて、国に対して働きかけを行っていただきますよう要望いたします。

また、本市神西^{じんざい}沖町^{おきちょう}地内の「神西小入口^{じんざい}交差点」から湖陵町^{さしうみ}差海^{さうみ}地内の「江南^{こうなん}別れ交差点」までの国道9号は、主要国道であるにも関わらず、現状では片側歩道^{ひとみち}のみの区間が大部分であります。

当該区間における歩道等交通安全施設の整備は、喫緊の課題であり、状況をご賢察いただき、早期整備に向けて、国に対し働きかけを行っていただきますよう要望いたします。

記

1. 国道9号直江^{なおえ}交差点改良の早期完成

2. 国道9号「神西^{じんざい}小入口交差点」以西の歩道等交通安全施設の整備

(9) 本市の魅力を発揮する地域の一体化を促進するための広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備について

本市の魅力を発揮し、地域の一体化を促進するため、広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備は、重要かつ喫緊の課題であります。

また、観光ネットワークの整備と拡充及び安全・安心な都市の建設を促進するため、国道・県道を中心とした道路ネットワークの構築が求められています。

このような中、一般県道^{や び いまいちせん}矢尾今市線につきましては、令和2年度完成の目途が立ちましたことに感謝申し上げます。

一方、一般県道^{ようかんいまいちせん}遙堪今市線につきましては、現在、県において歩道の整備方針について検討していただいているところですが、平成30年12月、市道今市6号線が新たに接続したことにより交通量は著しく増大している状況です。安全な通学路を確保するためにも国道9号出雲バイパス以北の歩道未整備区間について、早期に事業着手していただきますよう改めて要望いたします。

国道184号につきましては、市街地と佐田地域をつなぐ重要な路線でありますので、乙立町^{おったち}地内の未改良区間について、改良整備に早期着手いただきますよう要望いたします。

国道431号^{ひがしはやしぎ}につきましては、東林木バイパスから一般県道^{うっぶるい}十六島直江停車場線^{な お えていしやじょうせん}までの未着手区間について、交通安全施設整備（歩道整備）事業に取り組んでいただきますよう要望します。

主要地方道^{いずもみとやせん}斐川一畑大社線につきましては、地域住民の災害時の避難道路としても大変重要な道路である中で、車両通行不能な区間の解消に向けた取組を進めていただきますよう要望いたします。

主要地方道^{いずもみとやせん}出雲三刀屋線の改良整備につきましては、他市町との連携のため重要な道路でありますので、事業中の区間については、早期完成に向け、より一層推進していただきますとともに未着手区間についても早期に事業着手していただきますよう要望いたします。

一般県道^{ひかわかみしせん}斐川上島線のバイパス区間につきましては、市南部地域から斐川ICへのアクセス道路であるとともに、斐川地域の工業団地への通勤経路でありますので、より一層事業を推進していただきますよう要望いたします。

4. 交流拠点都市の創造

一般県道大社立久恵線^{たいしゃたちくえせん おつたち}の乙立町地内の改良整備につきましては、引き続き早期完成に向けて事業を推進していただきますようお願いいたします。また、現在整備計画がない区間につきましても、早期着手に向けてご尽力いただきますよう要望いたします。

さらに、**一般県道出雲平田線**の改良整備や**主要地方道大社日御碕線**の災害防除など、下記幹線道路の改良整備、防災対策及び交通安全施設等整備事業を実施いただき、原発事故や津波災害等も想定した安全・安心の道づくりを推進していただきますよう要望いたします。

一方、本市と松江市を結ぶ**簸川南広域農道**は、市街地の南側に位置し、平成20年の全線開通後、国道9号と一般県道斐川出雲大社線とともに東西の幹線道路として近年は交通量が著しく増大し、本路線の県道昇格を求める声も高まってきております。

令和2年3月には、特に交通量の多い南神立橋東詰めから国道184号半分大橋までの区間について市道認定を行い、残りの農道区間についても作業を進めているところです。

本来、全区間について一度に認定すべきものと考えますが、このうち最も交通量の多い国道54号から国道184号までの区間の段階的な県道昇格について、具体的な検討を進めていただきますよう要望いたします。

記

1. 国道

路線名	位 置	整備内容	着手状況	要望状況	備 考
184号	乙立町	改良整備	未着手	継続	
	佐田町反辺	歩道整備	未着手	継続	
	佐田町八幡原	改良整備 歩道整備	未着手	継続	
	佐田町東村	改良整備	未着手	継続	接続する市道に改良計画有
	佐田町高津屋	改良整備	未着手	継続	
431号	美談町～国富町	歩道整備	事業中	継続	
	美談町、国富町	歩道整備	未着手	継続	
	多久町～園町	歩道整備	事業中	継続	

2. 主要地方道

路線名	位 置	整備内容	着手状況	要望状況	備 考
斐川一畑大社線	小境町～地合町～坂浦町	改良整備	事業中	継続	
	美保町～塩津町	災害防除	事業中	継続	
	塩津町～小津町	改良整備	未着手	継続	
	河下町～猪目町	災害防除	事業中	継続	
	猪目町	改良整備	事業中	継続	
	大社町鷺浦	改良整備	事業中	継続	
出雲三刀屋線	上塩冶町	改良整備	事業中	継続	
	上塩冶町～船津町	改良整備	未着手	継続	
	上島町	改良整備	事業中	継続	
大社日御碕線	大社町日御碕	災害防除	事業中	継続	
湖陵掛合線	湖陵町二部～三部	歩道整備	事業中	継続	
	佐田町八幡原	歩道整備	未着手	継続	
	佐田町反辺	歩道整備	未着手	継続	
出雲奥出雲線	稗原町～野尻町	改良整備	事業中	継続	

3. 一般県道

路線名	位 置	整備内容	着手状況	要望状況	備 考
出雲平田線	武志町	改良整備	事業中	継続	
	西代町～平田町	歩道整備	事業中	継続	
斐川出雲大社線	武志町	改良整備	事業中	継続	出雲平田線との取付け
大社立久恵線	松寄下町	歩道整備	未着手	継続	
	芦渡町～乙立町	改良整備	未着手	継続	
	乙立町	改良整備	事業中	継続	
斐川上島線	斐川町直江～阿宮	改良整備	事業中	継続	
	斐川町直江	歩道整備	未着手	継続	
三刀屋佐田線	佐田町朝原～須佐	改良整備	事業中	継続	
	佐田町反辺～大呂	改良整備	事業中	継続	
木次直江停車場線	斐川町出西	改良整備	事業中	継続	

4. 交流拠点都市の創造

路線名	位 置	整備内容	着手状況	要望状況	備 考
小伊津港線	小伊津町	改良整備	事業中	継続	
鰐淵寺線	河下町	改良整備	事業中	継続	
	奥宇賀町～口宇賀町	歩道整備	事業中	継続	
十六島直江停車場線	十六島町	改良整備	事業中	継続	
	西代橋	橋梁耐震	事業中	継続	
遙堪今市線	小山町～姫原町	歩道整備	未着手	継続	
外園高松線	下横町～高松町	改良整備	事業中	継続	
佐田小田停車場線	佐田町毛津	改良整備	未着手	継続	
窪田山口線	佐田町佐津目	改良整備	事業中	継続	
宮内掛合線	佐田町原田	改良整備	事業中	継続	
佐田八神線	佐田町反辺	改良整備	事業中	継続	

5. 健康・福祉都市の創造

(1) 「しまね子育てトータル支援プラン」の推進について

知事は「島根創生計画」で目指す将来像として、人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根を掲げられています。中でも、結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援として、妊娠期や産前産後の支援充実、子育ての経済的負担軽減をはじめとする『しまね子育てトータル支援プラン』を展開することとされたところです。

県内各市町村の出産・子育て支援として、事業の充実及び人材確保に向けた支援を一層進めていただきますとともに、特に子どもの医療費負担の軽減や子育て世代包括支援センター事業において、十分な財政措置を講じていただきますよう、下記のとおり要望いたします。

記

1. しまね子育てトータル支援プランに掲げる、結婚・妊娠、出産後や子育て期、学齢期までの切れ目のない相談・支援体制づくりをはじめとする子ども・子育て支援の着実な推進を図ること。
2. 子どもの医療費負担の軽減について、令和3年度から対象を小学6年生まで拡大することを表明されたことを受け、本市としても対象者の拡大を予定している。その財源として「しまね結婚・子育て市町村交付金」の活用を示されたが、各市町において医療費が増嵩した場合などに、助成額が不足することが懸念される。安定した制度として実施していくため、十分な財政措置を行うこと。また、医療保険制度を含む全国的な制度での対応となるよう引き続き国に働きかけること。
3. 妊娠期から出産後に支援を必要とする母子が増えている。そのため、新たに助産師の雇用を行う等子育て世代包括支援センターの体制強化を図る必要があるが、現行においては、人件費への補助には基準額が設けられているため、基準額を超える場合における財政措置を講ずること。

(2) 福祉・介護職場の人材確保について

依然と続く厳しい雇用情勢を背景に、市内においても人材不足を理由とする事業所の休廃止が増加傾向にあるなど、福祉・介護職場の人材不足の解消は喫緊の課題であります。

このため、本市では、本年度から次期介護保険事業計画の最終年度である令和5年度までの4年間を福祉介護人材確保・定着施策の集中実施期間に位置づけ、取組の強化・拡充を行い、将来的に質の高い安定したサービスを供給していくための体制づくりを進めることとしています。

このような中、県においては「保険者等による福祉介護人材確保・定着促進事業」のメニューの拡充及び補助上限額の増額並びに外国人材確保関連事業を積極的に進めていただいています。

しかしながら、現行の外国人材支援策は、入国後の支援メニューが中心であり、市内法人は、入国前の人材確保に苦慮されている実態があるため、入国前の人材確保までのプロセスに対する支援が必要と考えます。

また、外国人材確保を都道府県レベルで積極的に行っている首都圏等は処遇面においても優位であり、地方においては、市や法人単体での取組には限界があります。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

1. 市が実施する福祉介護人材の確保・定着施策について、地域の実情に応じて柔軟にかつ中長期的に取り組めるよう、引き続き財源措置を行い、市の取組を総合的に支援すること。
2. 外国人材の確保を進めている市内法人は、手続き等に苦慮されており、外国人材の確保が困難な状況にある。そこで、県として、外国人材の確保を進める法人に対する相談支援体制の強化や経費支援を講ずること。
 - (1) 法人向けの情報発信の強化及び相談窓口の設置
 - (2) 県による監理団体や登録支援機関等の紹介及び法人への経費支援

(3) 地域包括ケアシステムの構築の推進について

高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域や家庭において、必要に応じた医療や介護サービスを受け、また、地域での介護予防や生活支援といったサービスを利用しながら、安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めています。

その核となる取組のひとつである在宅医療・介護連携推進事業については、山間部や沿岸部など医療資源の乏しい地域における在宅医療の供給の確保など、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制の構築等が取り組むべき重要な課題であり、県が所掌する在宅医療を含めた医療政策と密に連携する必要があると考えています。

つきましては、下記のとおり要望します。

記

1. 医療・介護関係者との連携・調整や、在宅医療・介護の連携推進に関する指導・助言、情報提供及び人的支援など、引き続き積極的に行うこと。
2. 島根県医療介護総合確保促進基金市町村支援事業による訪問診療及び訪問看護への補助は、山間部や沿岸部など医療資源の乏しい地域における在宅医療の供給において必要な支援であり、サービス提供の空白地域を作らないためにも継続して行うこと。

(4) 在宅における医療的ケア児の支援について

医療技術の進歩等に伴い、在宅において人工呼吸器や吸引器を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児は年々増加傾向にあります。

本市においては、出雲保健所を中心として出雲圏域の医療依存度の高い在宅療養児の生活支援検討会・研修会等を設け、保健、医療、福祉、教育等の切れ目のない支援や障がいや発達に応じた体制の整備を図っているところです。

しかしながら、医療的ケア児に対応できる医療型短期入所施設や日中の通所施設、訪問看護ステーションが少なく、希望しても受け入れが困難な状況が続いています。

つきましては、下記のとおり要望します。

記

- 1. 県として地域ニーズを把握し、医療型短期入所施設や日中の通所施設、訪問看護ステーション等の受入事業所を拡充すること。**
- 2. 在宅における医療的ケア児の支援にかかる環境整備を図るため、障がい福祉サービス等の報酬引き上げを国に要望すること。**

(5) 放課後児童クラブ施設整備事業補助制度の更なる拡充について

近年の核家族化や共働き世帯の増加等に伴い、放課後児童クラブの利用ニーズは急激に増加しています。本市においては、施設規模の問題等から、多くのクラブで入会を断らざるを得ない状況が生じています。今後も入会ニーズは更に増加するものと見込まれ、受入枠の拡大が急務となっており、今後、市設置クラブの拡充整備、民間の児童クラブ事業への参入促進を早急に進めていく必要があります。

放課後児童クラブの施設整備につきましては、国・県の「子ども・子育て支援整備交付金」を活用しており、国においては補助率の嵩上げ措置や、県においては市町村の負担割合を軽減するために県費による追加補助等が講じられ、施設整備促進の対策が図られているところです。

しかしながら、ほとんどの施設整備工事において、事業費が現行の補助基準額を大きく上回っている実態があります。そのため、事業主体となる市町村や民間事業者の負担額が大きくなり、増加する利用ニーズに対応できるほどの施設整備を行うことが困難です。また、民間事業者についても、積極的な事業参入が見込めない現状があります。

こうした状況を踏まえ、施設整備を円滑に行えるよう、下記のとおり要望いたします。

記

1. 子ども・子育て支援整備交付金における補助基準額について、実態に応じた額にされるよう国への働きかけを行うこと。
2. 国の補助基準額を超える事業費についても、追加補助を行うなど、さらなる県の補助制度の拡充を図ること。

(6) 幼児教育の無償化等に伴う財政措置について

幼児教育無償化の実施に伴う地方負担については、令和2年度以降は地方交付税の算定において、個別団体に必要な財源を確保することとされていますが、地方財政負担の増大が発生することなく、今後も安定的に、確実な財政措置が行われることが必要です。

また、無償化の対象となっていない0歳から2歳までの子どもの保育料軽減については拡充を図る必要があります。

さらに、無償化の開始により、保育所等においては、給食費の徴収などの新たな事務が発生するなど施設の業務負担は増大しています。

こうした状況を踏まえ、下記のとおり要望いたします。

記

- 1. 幼児教育の無償化については、継続的・安定的な制度とすべく、国の責任において必要な財政措置を行うとともに、制度の見直しが必要な場合は、地方の意見を反映するよう国に働き掛けを行うこと。**
- 2. 幼児教育の無償化に伴い市町村の財政負担が増大する場合は、県としても適切な財政措置を行うこと。特に、給食費の負担軽減を図るための副食費補助事業など無償化の対象とならない市町村単独事業に対し、「しまね結婚・子育て市町村交付金事業」により引き続き支援を行うこと。**
- 3. 第3子以降保育料軽減事業及び第1子・第2子に係る保育料軽減事業について、年齢制限や所得制限をなくし、更なる制度の拡充を図ること。**
- 4. 保育所における給食費徴収事務の発生など事務量の増大に対応するため、常勤の事務職員雇上げができるよう、公定価格の事務職員雇上費加算の拡充を国へ要望するとともに、県において補完的な制度を創設すること。**

6. 人材育成都市の創造

(1) 不登校児童生徒支援のための施策の充実について

出雲市では、不登校の未然防止・初期対応のため、小学校に12名の「子どもと親の相談員（県事業）」を配置し、さらに、中学校からの強い要望を受け、市の単独事業により8名の「不登校相談員」を中学校にも配置しています。また、3つの教育支援センターの運営や心理相談員によるカウンセリングを行い、不登校児童生徒や保護者の支援に取り組んでいます。

しかし、本市の不登校児童生徒数はここ数年、大幅に増加し、令和元年度には、前年比110名増の410名となり、その割合は2.84%に達しています。また、不登校の低年齢化や長期化が進んでおり、不登校対策の一層の充実が求められている状況にあります。

つきましては、不登校対策の充実について、下記のとおり要望いたします。

記

1. 小学校の「子どもと親の相談員」の必要な配置校数を維持するとともに、中学校にも同様の相談員を拡大配置し、不登校の未然防止・初期対応への一層の拡充を図ること。
2. スクールカウンセラーの必要な配置時間を確保し、学校教育の相談体制の一層の強化を図ること。また、教育支援センターにも専任のスクールカウンセラーを配置し、それぞれの児童生徒の課題の解決に向けた支援を図ること。

(2) 特別支援教育の施策の充実について

特別な支援を必要とする児童生徒が増加する傾向にあり、それに伴い
多人数の特別支援学級数も同様の状況にあります。市独自の対応として、
特別支援教育補助者や特別支援介助者を、小学校に117名、中学校に
38名を配置して支援に努めていますが、十分な指導・支援体制とはい
えない状況です。

今年度は、多人数により個に応じた支援が困難な状況にある中、多
人数の特別支援学級に非常勤講師が増員配置されたことにより、支援の充
実につながっています。

通級の担当教員は、未設置校の巡回指導も担っており、1人の配置校
では指導時間の確保に苦慮している現実があります。また、通級による
指導のニーズは高く、全ての指導対象児童生徒の受け入れが可能となる
よう体制の強化が必要です。

つきましては、非常勤講師等の配置による指導体制の強化のため、下
記のとおり要望いたします。

記

1. にこにこサポートティーチャー配置事業（小学校の通常の学級）に
ついて、非常勤講師の増員を図ること。
2. 特別支援教育の更なる充実のため、児童生徒が6名以上在籍する特
別支援学級について、にこにこサポートティーチャー（特別支援学級）
を配置すること。
3. 通級指導教室担当教員の複数配置と更なる増員を図ること。

(3) 出雲科学館への理科教員の配置について

出雲科学館では、小学3年生以上全ての児童生徒を対象にした理科学習を行っており、年間延べ約20,000人もの児童生徒が授業を受けています。先進的な取組で、全国的にも高い評価を得ていますが、出雲科学館での小中学校理科学習を継続し、効果的な理科学習とするためには、教員の4名配置が不可欠です。

また、出雲科学館での理科学習は、児童生徒の学習のみならず、引率した教員の教材研究や授業研究にもつながり、各学校の教員の指導技術及び資質の向上が図られています。

さらに、出雲科学館は、教員の指導力及び資質向上を目的とした様々な研修会を独自に開催するなど、教員研修の場としての役割も果たしてきています。

つきましては、本県理科教育の振興に寄与できる出雲科学館への理科教員の配置について、下記のとおり要望いたします。

記

1. 教諭3名（加配教員）と長期社会体験研修員1名の派遣を引き続き行うこと。

(4) 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について

本市では、本年5月1日現在、市内小学校9校、中学校5校に日本語指導が必要な児童生徒が189名、そのうち特別の教育課程による取り出しを行っている児童生徒が155名在籍しています。

本年度は、県配置の児童生徒支援加配教員15名に加え、市として日本語指導員を22名、母語ができる日本語指導補助員を2名、通訳翻訳支援員も3名配置しています。さらに、保護者支援や進路指導の充実のために、関連企業の支援を受けて、2名の通訳翻訳支援員を学校に配置しています。

また、学校転入時の児童生徒の戸惑いや不安の軽減や、学校における初期対応の負担軽減を図る取組として、昨年度から「日本語初期集中指導教室」を出雲科学館に設置し、転入間もない児童生徒が、約1か月間、日常生活に必要な日本語や学校生活のルールなどを集中的に学習しています。

このように、本市では義務教育段階の対応を強化してきていますが、担当教員や担任は、児童生徒への支援、家庭との連携などに多くの時間を要し、個々の状況に応じたきめ細かな指導が十分にできているとはいえません。加えて、対象児童生徒の多い学級は、経営の難しさが表面化しています。

また、進路選択を迫られる中学校においては、教科指導、進路指導が重要な課題ですが、中学校卒業後の進路選択が、本人の希望に対して限られている現状があります。

つきましては、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援のさらなる充実のために、下記のとおり要望いたします。

記

- 1. 児童生徒支援加配教員を増員配置するとともに、児童生徒の個々の状況に応じたきめ細かな指導・支援のための非常勤講師を配置すること。**

2. 日本語指導や母語ができる補助者等の配置については、「公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業補助金（補助率3分の2）」を活用しているが、実際には、所要額を大きく割り込んでいるため、本来の補助率（3分の2）になるよう予算確保をすること。
3. 公立高等学校入学者選抜における帰国・外国籍生徒を対象とした特別枠を市内の公立高等学校に設けるとともに、対象生徒の入学後の支援体制を整備すること。

(5) 特別な支援を必要とする児童生徒の学びの場の確保について

平成17年4月「発達障害者支援法」が施行され、また、障害者基本法の一部を改正する法律において発達障がい「障害」として明記されたことにより、社会的な認識が深まり、国、地方自治体のより一層の対応が求められています。

出雲市内では、特別支援学級の在籍児童生徒数が増加しており、中でも、自閉症・情緒障がい特別支援学級の在籍児童・生徒数は、5年前と比較して小学校は80名増加して142名、中学校は23名増加して80名となっています。また、現在小学校で自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍している児童が中学校へ進学することにより、今後中学校における在籍生徒数の増加が予想されます。さらに、通常の学級に在籍し、障がいに応じた特別の指導（通級による指導）を受ける生徒は、約80名で、そのうち昨年度市内の高等学校への入学者数は24名となっています。

このような状況の中、出雲市内の県立高等学校には通級指導教室が無いため、希望しても指導を受けられていないのが実情です。このため、中学校で特別支援学級に在籍していたり、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けていたりする生徒が高等学校では適切な指導を受けられない状況があります。

つきましては、自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍生徒及び通級による指導を受けている生徒の進路先の保障を図っていただきますよう、下記のとおり要望いたします。

記

1. 出雲市内の県立高等学校に通級指導教室を設置すること。

(6) 島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生社会の実現について

ブラジル人を中心に外国人住民が増加・定着傾向にあるなか、出雲市は外国人住民を一時的な滞在者としてではなく、地域のまちづくりや産業の担い手として期待しており、外国人・日本人双方が暮らしやすいまちとなるよう「出雲市多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めています。

特に増加するブラジル人向けには、ポルトガル語通訳・翻訳者の増員、ブラジル国際交流員の任用等を行っており、さらに多くの言語に対応するため多言語電話通訳サービスも導入しています。

島根県においても、この度の新型コロナウイルス感染症に関する県民への周知文書の多言語化、多文化共生推進に関する講習会・イベント等の開催、ブラジル国際交流員の配置、医療機関での外国人対応の強化等に取り組んでいただいているところですが、警察署、児童相談所など、住民生活に密着した場面で外国語対応をより一層充実させることが必要です。

つきましては、島根県内の多文化共生社会の実現をより一層推進していくため、下記のとおり要望いたします。

記

- 1. 島根県の外国人住民の約半数が居住する出雲市にも、多文化共生総合相談ワンストップセンターを設置すること。**
- 2. 外国にルーツのある子どもたちも将来の夢を描き安心して永く島根に住み続け、島根のまちづくりの担い手となるよう、中学校卒業後の多様な進路選択の仕組みや受入先(高等学校、東部高等技術校等)を確保すること。**
- 3. 日本語を理解することが難しい外国人住民も安心して暮らせるよう、県所管の機関・施設(警察署、児童相談所、保健所、県民センター等)において適切な多言語対応や、「やさしい日本語」の普及を図るとともに、県からの住民周知文書についても多言語化すること。**

(7) 子ども・若者支援の総合的推進に係る支援について

不登校、ひきこもり、ニート、発達障がいなど、複雑多様化、深刻化する子ども・若者に係る問題に対応するため、平成22年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

本市では、同法に基づき「出雲市子ども・若者支援協議会」を設置するとともに、「出雲市子ども・若者支援センター」を設置し、県の財政支援を受けながら県とも協調し、困難を抱える子ども・若者の相談、支援に取り組んできたところです。

とりわけ不登校、ひきこもりや発達障がいがある子ども・若者の支援は長期化する傾向があり、継続的な支援活動のさらなる充実が必要となってきました。

このことから、引き続き財政上の支援も含め、国・県と連携し、子ども・若者支援を進めていくことが必要不可欠だと考えます。

つきましては、子ども・若者の相談・支援事業を充実させ、かつ円滑に行っていくため、下記のとおり要望いたします。

記

- 1. 出雲市子ども・若者支援センターの運営に係る財政支援の継続及び拡充を図ること。**
- 2. 困難を抱える子ども・若者に対する各種支援事業の充実を図るための国県の支援体制を拡充すること。**

(8) 少人数学級編制基準変更の実施時期の延期について

現在、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、様々な対策が講じられています。

学校現場においても「3密」を避けるため、「こまめに換気をする」「教室では可能な限り間隔をあけて机を配置する」といった対策をとるなど、最大限の努力をしながら、教育活動を行っています。

こうした中、島根県における少人数学級編制基準の変更が、令和3年度及び令和4年度の2か年で実施されることになっており、学校において1学級あたりの人数が増えることは、「3密」を避けながら教育活動を行うにあたり、大きな支障となります。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が収束するまでの間、少なくとも2年程度、少人数学級編制基準の変更について、実施時期を延期していただくよう要望いたします。

記

- 1. 少人数学級編制基準の変更については、新型コロナウイルス感染症の感染が収束するまでの間、少なくとも2年程度、実施時期を延期すること。**

**本市が期成同盟会などの構成員
として要望している事項**

以下の要望については、本市を含む期成同盟会などにおいて、それぞれ
お願いしているところです。引き続きその実現につきまして、特段のご配慮
をいただきますようお願い申し上げます。

番号	要 望 名	団 体 要 望
1	国道１８４号の改良整備について 主要地方道出雲三刀屋線の改良整備について 主要地方道出雲奥出雲線の改良整備について 一般県道大社立久恵線の改良整備について 一般県道斐川上島線の改良整備について 一般県道木次直江停車場線の改良整備について	出雲地域幹線道路改良整備 促進期成同盟会
2	地域高規格道路「境港出雲道路」の早期全線開通 に向けた事業の推進について 国道４３１号の改良整備について	出雲・美保関間幹線道路整備 促進期成同盟会